

# 平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

平成27年6月29日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成27年6月29日(月)午後2時00分 開会

1. 平成27年2月20日(金)午後2時40分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 橋村 誠	2番 高橋敏英	3番 青柳宗五郎	4番 高橋 猛
5番 渡邊秀俊	6番 橋本五郎	7番 阿部則比古	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 鎌田 正	11番 安藤 武	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 佐藤文字	15番 八柳良太郎	16番 熊谷隆一

計 16名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己	
副管理者 元吉峯夫	監査委員 坂本昇一	消防長 三浦肇	事務局長 堂本義則
消防次長 森川正明	大曲消防署長 相馬健雄	角館消防署長 齋藤榮二	
消防本部総務課長 鈴木良則	介護保険事務所長 藤井直樹	管理課長 伊藤忠彦	
介護保険事務所副参事 久米正	管理課主席主査 奈良ルミ子		
管理課主席主査 九島芳謙	管理課主査 高橋拓樹		

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 高橋拓樹

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 報告第1号 専決処分報告について

(大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例)

(2) 議案第14号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第15号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 議案第16号 大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(5) 議案第17号 財産の取得について(災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型)

(6) 議案第18号 財産の取得について(高規格救急自動車)

(7) 議案第19号 平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)

(8) 議案第20号 平成27年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)

議 長 (橋村誠君)

それでは、これより平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。 管理者から招集のあいさつがあります。

管理者 (栗林次美君)

本日、平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、条例の専決処分報告1件、条例案3件、単行案2件及び補正予算2件の合計8件であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

はじめに、消防関係についてであります。

去る5月23日に、静岡県浜松市で開催された「第38回全国消防職員意見発表会」に当組合角館消防署の新田理沙消防士が東北支部代表として出場し、「私があなただの後押しをします」のテーマで発表いたしました。全国9支部10名の中から、見事、最優秀賞を受賞し、講評では、「すでに実践され、しかも先見性と説得力があった」と、高い評価を頂きました。秋田県からの最優秀賞受賞は初めてであることから、6月2日に秋田県知事を表敬訪問し、結果を報告しております。また、来る7月7日に開催される「消防救助技術秋田県大会」において、秋田県消防長会会長から、特別表彰を受賞する運びとなっております。

次に、大仙市協和稲沢地区で発生した林野火災につきましては、4月28日、10時15分頃に出火し、広域消防及び大仙市消防団が出動いたしました。現場が山地の急斜面のため消火困難であること及び乾燥注意報が発令されており、火の回りが速いことから、秋田県防災ヘリに加え、山形県の防災ヘリ及び自衛隊のヘリに対しても出動要請を行ったものであります。出動人員は、広域消防や大仙市消防団など延べ242人となり、翌日13時45分に鎮火しております。今般の火災では、山林13ヘクタールが焼損しており、昭和47年の広域消防発足以来、最大の焼損面積となっております。

次に、車両更新計画に基づく消防車両の購入につきましては、今年度は、大曲消防署へ「災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型」を更新配備し、また、西分署には、現在配備されている「2B型救急自動車」から、新たに「高規格救急自動車」を配備することとしております。これらの車両購入に係る予定価格が、議会の議決が必要な額を超えているため、本日の臨時議会に財産の取得に係る単行案として上程しておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に、本年度の消防職員採用試験につきましては、上級職、初級職、初級救急を合わせ、15名程度を採用する予定であり、いずれも構成市町の広報や、広域ホームページでもお知らせしてまいります。

上級職の1次試験は、7月26日に大仙市神岡農村環境改善センターを会場に実施いたします。初級職と初級救命につきましては、7月6日から7月31日まで募集し、1次試験を9月20日に大仙市ふれあい体育館で実施する予定であります。また、本年度、消防職員を除く管理者部局においても職員採用試験を予定しており、こちらも構成市町の7月1日号広報及び広域ホームページでお知らせすることとしております。募集期間は7月3日から8月7日までとし、1次試験を9月6日に大仙市大曲交流センターで実施いたします。

次に、山菜採りによる行方不明者の搜索活動につきましては、毎年6月に、山菜採りによる行方不明者が発生し、当広域消防本部では地元警察署の要請に応え搜索活動に当たっております。本年はこれまで、仙北市で6件の搜索活動事案が発生しております。このうち5件の事案は、警察官はもとより、仙北市職員や消防職員などの関係者が合同で搜索活動を行い無事保護いたしました。残念ながら大仙市民1名の方については、未だに発見されていない状況であります。

次に、斎場関係について申し上げます。

新火葬場建設工事につきましては、去る4月30日をもって完工し、5月19日に開催した竣工記念火入れ式には、来賓、議員各位並びに工事関係者等約70人の出席を頂きました。お忙しい中ご出席をいただいた方々に対し、改めて厚く御礼を申し上げます。

6月1日から新たな中央斎場において業務が開始され、6月28日時点で68件の火葬を行っており、これまで大きなトラブルもなく順調に稼働しております。また、旧斎場につきましては、現在解体工事にかかわる実施設計業務を委託しており、8月頃から着工し11月末までに完工する計画としております。

年次計画で行っている火葬炉設備の補修工事につきましては、今年度は南部斎場と北部斎場の炉内耐火物の補修に加え、劣化した排気筒を1基分ずつ交換する計画で、工期は7月上旬から約2ヶ月半としております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

平成26年度の介護給付費につきましては、前年度比較で率にして3.2%、金額にして約4億9千400万円増の約158億4千183万円となっております。増額の主な内訳としましては、ショートステイが増額分の約40%を占める約2億円の増、次にデイサービス、グループホーム、地域密着型の特養がそれぞれ約8千万円の増となっております。また、平成26年度の介護給付費、地域支援事業費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金への返還金として、今次定例会において予算の補正をお願いしております。

次に、平成27年度の介護保険料につきましては、4月から第6期の介護保険事業計画期間に入っており、第5期より220円増の6千100円の基準額となりました。住民の方々に対しては、お手元に配布しております「わかりやすい介護保険利用ガイド」を新たに作成し、構成市町の7月1日号の広報紙と一緒に全戸配布させていただくとともに、7月9日に予定している27年度保険料改定通知の送付の際には、基準額の改正理由や想定される質問に対する回答などをまとめた解説文を同封し、ご理解を得られるよう努めてまいります。

次に、地域密着型サービスにつきましては、構成市町の4月15日号の広報で、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」と「複合型サービス」を開設する事業者の公募を行い、5月15日に開設を予定する事業者の説明会を開催したところ、出席した事業者は、美郷町内に複合型サービスを予定する1事業者でありました。公募締切日の6月14日までに申請された事業者はなく、説明会に出席した事業者からは、来年度の開設を目指すとの話でありました。再公募は、12月を目処に行う予定であります。

最後に、社会福祉法人水交会関係であります。

お手元に、かわ舟の里角間川の新敷地図を配布しておりますので、ご覧頂きたいと思えます。かわ舟の里角間川の改築につきましては、水交会が建物を建設し、広域が用地を無償貸与することとして進めておりますが、現在の建物が建っている敷地と、運動場として利用している土地が借地であることから、将来の安定的な施設運営のため用地取得交渉を行ってまいりました。

建物敷地の地権者とは交渉がまとまり、隣接する畑としてお借りしている土地や田んぼも売却して頂けることになりましたが、グラウンドの地権者とは、こちらの提示額と売却希望額に大きな開きがあり、数回にわたる交渉でもその差は縮まることがなかったことから、購入を断念いたしました。契約の満了する来年3月をもって賃貸借契約を解除することにいたしました。

グラウンド用地を取得出来ませんでしたので、施設建設に必要な敷地を確保するため、北側に隣接する田んぼの地権者へお話したところ、快く理解を示して頂き、購入することに了解をいただきました。

購入価格は、どちらの方とも1反歩あたり80万円で、それに土地改良区へ支払う農地転用賦課金を上乗せすることとしております。

今後、農地転用手続きを経て購入の契約をする予定で、今年度中には、用地測量、地質調査等を行う予定であります。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

議 長 (橋村誠君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は議事日程第1号をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、5番、渡邊秀俊君、6番、橋本五郎君、7番、阿部則比古君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「平成26年度 大曲仙北広域市町村圏組合 繰越明許費 繰越計算書」が管理者から「平成26年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「報告第1号 専決処分報告について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (橋本誠君)

はい。

事務局長 (堂本義則君)

「報告第1号 専決処分報告について」をご説明申し上げます。

本案は、「へい獣保冷センター設置条例・別表第2」に規定しております「処理手数料」につきまして、牛の区分に「48ヶ月未満」を加える一部改正を行ったものであります。

農林水産省令の改正により、本年4月1日から死亡牛のBSE検査対象月齢が、現行の「24ヶ月以上」から「48ヶ月以上」に引き上げられております。

これまで、BSE検査のため神岡地区にあります秋田県の保冷库で処理されていた月齢24ヶ月以上の死亡牛のうち、48ヶ月未満の死亡牛が当組合の保冷库に搬入されることになることから、処理手数料の牛の月齢区分に、改正を行う必要が生じたものであります。

料金につきましては、中間処理施設である青森県の三共理化工業株式会社との契約額をもとに、構成市町に住所を有する者については半額の「8,700円」、その他の者については全額の「17,250円」としたものであります。

なお、改正につきましては、施行日を平成27年4月1日としておりますが、当組合議会の日程調整がつかず、施行日までに議会を開催できなかったことから、家畜農家への周知期間を考慮し3月9日付で専決処分させて頂いたものであります。

以上、報告第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (橋本誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5「議案第14号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい。

事務局長 (堂本義則君)

議案第14号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

今般、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、地方公務員の退職手当等につきましても、国から準則が示されまして所要の改正を行う必要があります。

この改正を要するもののうち、退職手当の支給に係るものについては、当組合が事務を委託している「秋田県市町村総合事務組合」において、先般、条例改正が行われております。

一方、当組合条例で規定している退職手当の支給手続きに関しても、退職事由の一つであります「早期退職者募集制度」の規定を整理する改正案、主に文言の整理であります。これが示されたことから、これに合わせ条例の一部改正を行うものであります。

なお、本改正は、規定の整理を行うものであり、制度の内容等に変更はございません。

施行期日は、公布の日からとしております。

以上、議案第14号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第15号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

議 長 はい、議長。  
(橋村誠君)

事務局長 はい。  
(堂本義則君)

議案第15号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本条例においては、本年2月20日開催の組合議会定例会において、27年度から29年度までの第6期介護保険料について議決して頂いておりますが、去る4月10日に介護保険法が改正され、公布及び施行されております。

この改正は、平成27年4月から公費を投入して、低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことから、今般、当組合においても、同様の改正を行うものであります。

軽減強化を図るのは、第1段階に該当する方々で、27年度と28年度の2年間の保険料を、月額3,050円から305円引き下げ、2,745円、年額では32,940円とするものであります。

これにより、第1段階の保険料率は基準額の0.5から0.45となります。

なお、施行日につきましては、平成27年度分の保険料から適用することとしていることから、保険料を決定する賦課日の7月1日から施行するものであります。

以上、議案第15号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第15号」を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第16号」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい。

事務局長 (堂本義則君)

議案第16号「大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター設置条例の一部を

改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

先ほど専決処分報告で説明しましたとおり、24か月以上48か月未満の死亡牛が、当組合の保冷センターへ搬入されたことにより、中間処理施設である青森県の三共理化工業株式会社への搬出回数が月2回から3回に増えており、収集運搬経費が約1.9倍に跳ね上がっております。

また、処理経費については、平成26年4月の消費税増税時に、三共理化工業株式会社との委託料は増税分が上乘せされたものの、当組合では家畜農家が負担する処理手数料を据置きしたため、現在は増額分を組合で負担している状況であります。

処理手数料は、収集運搬経費と処分経費をもとに算出していることから、今般、別表のとおり、圏域内の方は600円から800円、その他の方は1,300円から1,750円引き上げる改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、家畜農家への周知期間が必要であることから、平成27年8月1日とするものであります。

以上、議案第16号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第17号」

日程第9「議案第18号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議長

(橋村誠君)

はい。

事務局長

(堂本義則君)

議案第17号と第18号の「財産の取得について」を一括してご説明申し上げます。

この2件の「財産の取得について」は、消防車両整備計画及び救急業務高度化推進計画に基づく消防車両の購入であります。いずれも予定価格が2千万円を超えるため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。



始めに、議案第17号「財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、大曲消防署に配備する「災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型」1台であります。今般、更新を予定している消防ポンプ自動車は購入後15年が経過しており、また、老朽化が著しいうえ、車両部品の調達も難しくなっていることから、更新するものであります。

大曲消防署のポンプ自動車は、大曲署管内の建物火災・林野火災・その他の災害や隣接する消防本部内での火災時案に対処できるよう、各種資機材を搭載し、迅速適切な災害に対処するものであります。

また、緊急消防援助隊消火小隊登録車両であり、出動した場合には長距離移動に対応し、走行の安全性・水利確保の困難な場所での初期消火態勢に対応可能なキャブス装置を取り付けた車両である必要があります。

これらのことから、救助用資機材や山岳救助用器具を搭載し、ポンプ車の機能も兼ね添えた「災害対応特殊消防ポンプ自動車」1台を新たに購入し配備しようとするものであります。

議案説明資料5ページの入札指名業者一覧をご覧ください。

このような特殊消防車両の製造主要メーカーは、日本ドライケミカル・モリタ・日本機械工業・ジーエムいちはら工業の4社であり、いずれもシャシ・ぎ装・無線装置等の一括発注が可能であり、耐久性・信頼性・操作の利便性に大差はございません。

この4つのメーカーの販売代理店の中から、故障時にも迅速な対応が可能な秋田市以南の6社を選定し、5月29日に指名競争入札を行った結果、湯沢市の株式会社高義商会と、金額3千790万8千円で購入契約を締結しようとするものであります。

次に、「議案第18号 財産の取得について」をご説明申し上げます。

取得する財産は、西分署に配備する「高規格救急自動車」1台であります。

現在、当広域では、「救急業務高度化推進計画」により、全所属に高規格救急自動車を配備するとともに、救急救命士の養成も年次計画で進めておりますが、現在、西分署に配備されている2B型救急自動車は、購入後9年が経過しており、走行距離も10万キロを超えております。

国内で高規格救急自動車の主要販売メーカーは、トヨタ自動車と日産自動車の2社であります。当組合が所有している救急車の1台は神奈川県座間市から寄贈された日産社製ですが、その他は全てトヨタ社製であります。燃料消費量を比較しても、トヨタ車の方が燃費が良く、東日本大震災の際の燃料確保が極めて困難な状況を鑑みると、長時間活動が可能な車両を選定することが重要であると考えます。

また、走行時の安全性を比較すると、日産車は、左右の車輪の幅が前輪と後輪とで、約12cmも違うことから、積雪量の多い当広域管内においては、わだち走行時にハンドルをとられる可能性があります。また、ホイールベースもトヨタ車のほうが短いことから、小回りがきき、狭い道路にも強いことで、職員からも定評があるところでもあります。

以上のことから、車種をトヨタ社と限定し、県内においてトヨタ社製救急車を販売している唯一の代理店である「秋田トヨタ自動車」と、3千296万1千600円で

随意契約をしようとするものであります。

以上、議案第17号及び第18号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第19号」

日程第11「議案第20号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議長

(橋村誠君)

はい。

事務局長

(堂本義則君)

議案第19号と議案第20号の平成27年度6月補正予算につきまして一括してご説明いたします。

始めに議案第19号「平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は1ページから、議案説明資料は8ページとなります。

今回の補正は、総務費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ28億6,177万円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページとなります。

7款繰越金は40万円の増額であり、総務費に計上した委託料の財源として前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。

2款総務費1項1目一般管理費の委託料は40万円の増額であり、今年9月に

事務局管理課と介護保険事務所の、管理者部局職員採用試験を実施するにあたり、試験問題の提供や採点などを、公益財団法人日本人事試験研究センターに委託するための経費を計上するものであります。

次に議案第20号「平成27年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は8ページから、議案説明資料は9ページとなります。

今回の補正は、総務費、地域支援事業費、諸支出金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,506万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ175億133万4千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は13ページからとなります。

4款国庫支出金は855万4千円の増額であり、新規項目であります総合事業費精算費に係る法定割合分の交付金31万5千円と、マイナンバー制度に係るシステム改修の補助金823万9千円であります。5款県支出金は15万7千円の増額であり、総合事業費精算費に係る法定割合分の交付金であります。6款支払基金交付金は35万2千円の増額であり、同じく総合事業費に係る法定割合分の交付金であります。

9款繰越金は7,599万7千円の増額であり、平成26年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う支払基金への返還金72,996千円を始め、システム改修費や総合事業費精算費の財源として前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

補正予算書は15ページ、議案説明資料は10ページとなります。

1款総務費1項1目一般管理費は1,454万4千円の増額であります。委託料は1,517万6千円の増額で、マイナンバー制度と介護保険法改正に伴うシステム改修費であります。使用料及び賃借料は63万2千円の減額であります。当初、国から配布される新しい認定ソフトが当組合で使用しているパソコンのOS、ウィンドウズ7に対応しないため、新たに対応可能な認定審査会システムを導入し、それに対応する関連機器を借り上げる予定でしたが、国の方針が変更され、ウィンドウズ7に対応可能となったことから、現在の機器をそのまま使用し、システムの導入を見送ったためであります。

3項1目介護認定審査会費は374万円の減額であります。委託料が214万9千円、使用料及び賃借料が159万1千円の減となり、これも認定審査会システムの導入を見送ったことにより、システムの保守委託料や借上料が不用となったためであります。

3款地域支援事業1項3目総合事業費精算費は新規項目であり、総合事業実施地域、たとえば横手市であります。そこで当圏域の住所地特例者が当該事業を利用した場合の給付費を126万円と推計して計上したものであります。

7款諸支出金は7,299万6千円の増額であり、平成26年度の精算にかかる支払基金への返還金とするものであります。返還金の内訳であります。介護給付費が7,068万1,544円、地域支援事業費が231万4,662円となっております。

以上、議案第19号と第20号の平成27年度6月補正予算についてご説明申し

議 長 上げました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成27年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。